

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

◊ 子供がいる女性の再婚と相続

Q：別れた前夫との間に生まれた長男を連れて再婚しました。新しい夫に万一のことがあっても、長男は遺産をもらう権利がないと聞きましたが、本当でしょうか。

A：養子縁組をしていなければ、長男に相続権はありません。

【解説】

子供を連れて再婚した場合、世間一般がよく誤解している点として、再婚すれば新しい夫と連れ子の間にも自動的に親子関係が発生すると思っていることです。

仮に、長い時間が経過し、新しい夫と連れ子が深い愛情で結ばれているとしても、それだけで、必然的に親子関係が発生するわけではありませんので、新しい夫と長男は赤の他人ということになります。赤の他人であれば、遺産を相続することはできません。

そこで、長男にも新しい夫の遺産が相続できるようにする方法として、次の2つが考えられます。

(1)長男に財産を譲るように、新しい夫に遺言書を作成してもらう。

(2)新しい夫と長男が養子縁組を行う。

この場合、相続税の観点から見ると、(2)の方が相当有利になるでしょう。

一方、あなたの前夫に万一のことがあった場合には、長男は前夫と血がつながっていますから遺産を受ける権利があります。

